

おのまち  
地域おこし協力隊活動記

「イベントで感じたこと」

ることに多くの方が快くご協力・ご参加されている姿を拝見し、私もそれに影響され、その一端に加えていただき楽しく参加させていただけたことに心から感謝申し上げます。

明けましておめでとうございます。地域おこし協力隊の阿井由加子です。旧年中は大変お世話になりました。今年も皆さんにとって、素晴らしい年となりますように。昨年はずっと皆さんの人とふれあい、お話をし、多くのイベントに関わらせていただくことができました。イベントの数を重ねる度に、自分ひとりの力では何もできないなど、やればやるほど痛感いたしました。イベントを支え作りあげ

昨年10月14日に「こおりやま広域圏地域体験ツアー」が開催されました。県外からご参加いただき、田村市・小野町・古殿町を1泊2日で周るコースでした。小野町では町のご案内や移住者の暮らしなどをお話する交流会、特産品のお買い物体験されました。移住を考えている方や、こおりやま広域圏に興味がある方、地域の現状を調査研究している大学生など、参加者はさまざま、お子さんがいるご家族には、農作業や伝統文化・自然を体験できるもの大変興味を示されておりました。農家さんにとっては当たり前前の作業も、その他の人には新鮮で貴重な体験のようです。特に親子で参加体験できるものは大きな魅力のようでした。

「あぶくまフェア」という販売イベントがあり、今回は3日間の出店をしました。小野町の特産品の販売とPR活動がメインとなります。前回来てくれたお客様がお気に入りの商品があるからと今回もいらしてくれたり、小野町出身の方が話しかけてくれたりと、出店していることで町を思い出してお客様が笑顔で帰られるのが何より嬉しく思います。とても単純なことのようですが、ちょっとした会話や印象・お気に入りの商品など、このようにして良好な関係人口は増えていくのかなと、勉強になりました。

そして、このイベントはあぶくま地域の逸品が集まり、それぞれの想いが詰まった商品を生産者・製造者が自ら販売しているところに特徴があります。普段は現地へ行かないと買えないものや、新商品のお試し販売もあったりします。つまりは、普段は買えない商品・一部エリアでしか売られていない商品(あまり知られていない商品)が一同に集まるのです。

も楽しい。不思議で素敵なイベントです。



こおりやま広域圏地域体験ツアー交流会の様子



今回の担当は…

阿井 由加子 隊員  
担当/移住・定住分野  
主な活動場所/  
つどっておのまち

お知らせ

水道管の凍結にご注意を！

外気温が氷点下を下回ると、水道管凍結の恐れがあります。冬期間に備え、水道管凍結予防などの対策を行います。

凍結しやすい箇所は？

- ・ 屋外露出の水道管
- ・ 屋外にある水栓柱やその蛇口
- ・ 屋外にある給湯器
- ・ 凍結を防ぐためには
  - ・ 長期不在にする場合、水抜きでの水抜きや電熱線を入れること。
  - ・ 屋外水栓に布や保温材を巻くこと。

地域整備課  
☎72-6936

女性一日なんでも相談室  
開設のお知らせ

福島地方務局郡山支局・郡山人権擁護委員協議会

は、「女性一日なんでも相談所」を開設します。

いろいろなことでお悩みがありましたら、どうぞご利用ください。

日時

2月4日①  
午前10時30分から  
午後3時30分まで

会場

郡山市ビッグアイ7階  
市民交流プラザ会議室

相談例

- ・ 結婚、離婚、夫婦・親子関係、扶養問題、家庭内暴力、セクハラ、いじめ、隣近所のもめごと、借地借家、相続など
- ・ 担当者  
人権擁護委員(弁護士有資格者を含む)、法務局職員など
- ・ その他  
相談は無料で秘密は厳守されます。

予約は必要ありません。男性からの相談も受け付けます。  
福島地方務局郡山支局  
☎024-962-4500

「田村地域の有機農業に関する相談会」を開催します！

有機農業に興味はあるけど栽培方法や有機JAS制度などよくわからなくて取り組めない方、「田村地域の有機農業に関する相談会」に参加してみませんか。

この相談会では、有機農業に関するさまざまな相談を個別に受け付けます。

まずは気軽にご相談ください。

日時

2月7日②  
午後1時30分から  
午後4時まで

場所

三春合同庁舎1階営農相談室(福島県田村郡三春町熊耳下荒井176-15)

福島県農業総合センター  
有機農業推進室  
☎024-958-1711

おのまち認定こども園  
職員を募集します

社会福祉法人啓誠福祉会職員採用試験を次のとおり実施します。

勤務地

おのまち認定こども園

募集職種

・ 保育教諭

・ 保育補助者

採用人数

・ 保育教諭 若干名

・ 保育補助者 2人

採用予定

令和6年4月1日

応募資格

- ・ 昭和48年4月2日から平成15年4月1日まで
- に生まれた方
- ・ 保育教諭
- ・ 保育士資格、幼稚園教諭免許(非常勤可)
- ・ 保育補助者
- ・ 資格の有無は問いません(非常勤・1日6時間程度)

選考方法

・ 書類選考

提出書類をもとに選考

し、書類選考後に合否結果をご連絡します。

面接試験に進む方には、試験日などのスケジュールを追ってご連絡します。

面接試験

応募方法

任意の履歴書を申し込み受付期間におのまち認定こども園に提出してください。

提出書類

履歴書

申し込み受付期間

1月15日③から  
2月15日④まで

おのまち認定こども園  
☎73-8321

※詳しくは採用情報サイトをご覧ください。



採用情報QRコード

# 令和5年分 所得税・住民税申告相談のお知らせ

令和5年分の所得税・住民税の申告相談を次のとおり実施しますので、各地区の指定日にお越しください。

平日の申告相談に来られない場合は、3月3日④に休日受け付けを行いますので、ご利用ください。ただし大変混雑することが予想されますので、できるだけ平日にお越しください。

なおスムーズな申告相談のためにも、あらかじめご自身で領収書などを整理し、収支計算などを行った上でお越しくださいようお願いいたします。

またパソコンやスマートフォンなどをお持ちでインターネットに接続可能な方は、できる限りe-Taxや郵送による提出をお願いいたします。

■所得税・住民税の申告とは  
令和5年1月1日から12月31日までの所得を申告するものです。この申告を基にして所

得税を計算し、町は令和6年度の町県民税を課税する根拠の一部とします。

## ■申告が必要な方

令和6年1月1日現在、小野町に住民登録をしている方で、令和5年中に次の要件に当てはまる方。  
①主な所得が給与または公的年金で、それ以外の所得があつた方  
②営業、農業(自家消費除く)、不動産、配当などの所得があつた方  
③土地や建物を売った所得(譲渡所得)があつた方  
④医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方  
⑤初めて住宅借入金等特別控除を受ける方  
⑥給与所得者で年末調整を行わなかつた方

①所得が1つの勤務先からの給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方  
②所得が公的年金のみで、支払い先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方(所得控除を受ける方は申告が必要ありません)

③所得控除を受ける方  
・生命保険料、地震保険料の控除証明書など  
・障害者手帳、介護保険証、療育手帳など  
④住宅借入金等特別控除を受ける方  
・登記事項証明書  
・工事請負契約書  
・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書  
⑤長期優良住宅やリフォームなどの場合、必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■申告にお越しになる前に  
受け取った源泉徴収票や保険料の控除証明書、帳簿などがそろっているかご確認ください。  
■未申告の場合  
所得証明書が発行できない、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減判定ができず正しい税額等にならない、高額療養費の対象とならないなど、各種行政手続きに影響が出る場合があります。

■申告しなくてもよい方  
①所得が1つの勤務先からの給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方  
②所得が公的年金のみで、支払い先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方(所得控除を受ける方は申告が必要ありません)

③共通するもの  
・通帳もしくは口座番号の分かるもの(申告者ご本人のもの)  
・マイナンバーカードまたは通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類  
④給与、年金所得のある方  
・源泉徴収票  
⑤営業、農業、不動産、配当所得のある方  
・収支内訳の明細が分かるもの(会計帳簿や領収書など)  
⑥医療費控除を受ける方  
・医療費控除の明細書  
※人ごと、病院ごとに振り分

■農家の方へお願い  
「令和5年分農業経営状況調査票」(集落農政推進協議会長から配付されたもの)に必要な事項を記入してお持ちいただく、申告相談にかかる時間が短縮できますので、必ず記入してお持ちください。

■所得がなかつた方  
所得がなかつた方も申告が必要な場合がありますので、ご不明な点があればお問い合わせください。

日	月	火	水	木	金	土
-	-	-	-	-	2月16日 本 町 横 町	2月17日 -
2月18日 -	2月19日 仲 町 大 八	2月20日 荒 町 平 舘	2月21日 地区指定なし (延長日)	2月22日 反 町 中 通	2月23日 天皇誕生日 -	2月24日 -
2月25日 -	2月26日 谷津作	2月27日 小野赤沼 菖蒲谷 雁 股 田	2月28日 地区指定なし (延長日)	2月29日 皮籠石 飯豊上	3月1日 地区指定なし	3月2日 -
3月3日 地区指定なし (休日受付)	3月4日 飯豊中 飯豊下	3月5日 吉 野 辺 小 戸 神 小野山神	3月6日 地区指定なし (延長日)	3月7日 浮 金	3月8日 地区指定なし	3月9日 -
3月10日 -	3月11日 夏 井 湯 沢	3月12日 南田原井 塩庭一区	3月13日 地区指定なし (延長日)	3月14日 塩庭二区 上羽出庭 和 名 田	3月15日 地区指定なし	3月16日 -

■会 場 役場分庁舎講堂(旧母子健康センター)  
■受付時間 平日・休日：午前8時30分から午後4時まで  
延長日：午前8時30分から午後6時まで

※番号札は午前8時15分から  
会場で配布します。

## ■注意

①申告には世帯の生計内容などが分かる方がお越しください。  
②地区指定のない日は大変混み合いますので、できるだけ地区指定日にお越しください。  
③確定申告書は電子送信(e-Tax)で税務署へ送付していただきます。  
④確定申告書は電子送信(e-Tax)で税務署へ送付していただきます。

■申告会場における感染症等  
防止対策について  
町では、町民の皆さんの健康と安全を考え、職員・来場者の感染症対策に努めていますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

## ■税務署にご相談ください

次の所得に関する所得税の申告については、郡山税務署が開設する申告会場で申告をお願いいたします。  
①譲渡所得  
②配当所得  
③先物取引・FX  
④死亡した方の確定申告  
⑤その他申告内容が複雑なもの

●郡山税務署  
(郡山市堂前町20-11)  
☎024-9332-2041  
※申告会場：  
南東北総合センターイペントホール(郡山市喜久田町卸1丁目1-1)  
●税務課  
☎72-69332

○郡山税務署からのお知らせ

◆確定申告はマイナンバーカードを使った電子申告(e-Tax)が便利です。スマホ・タブレットおよびパソコンを利用して、国税庁ホームページの確定申告書を作成コーナーから申告書を作成することが出来ます。作成した申告書は、マイナンバーカードを使って電子申告(e-Tax)することで、確定申告作成会場に来院することなく、自宅から申告をすることが出来ますのでぜひご利用ください。

◆確定申告書作成会場の開設  
日時…2月16日から3月15日(土、日、祝日を除く)  
場所…南東北総合センター  
・山喜久田町卸1丁目1-1

※右記期間、郡山税務署内には申告書作成会場は開設しません。

◆スマートフォン、タブレットおよびパソコンを利用して、自宅から申告することが出来ます。

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場は「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。LINEを通じてオンラインによる事前発行も可能です(事前発行可能期間が設けられています)。また、申告書作成会場では、ご自身のスマホやタブレットを使用して申告書を作成していただきます。スマホ、タブレットおよびマイナンバーカード(マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号を含む)をお持ちの方は、お持ちいただけますようお願いいたします。

☎ 郡山税務署  
024193212041



国民年金コーナー

～20歳を迎えた皆さんへ～

■20歳になったら国民年金

国民年金は年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

《国民年金のポイント》

◆将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

◆老後のためだけのものではありません

国民年金には高齢となったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。また遺族年金は加入者が亡くなった場合にその加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取ることができます。

《国民年金保険料のお支払いについて》

◆国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者および任意加入者(被保険者)の1カ月当たりの保険料は16,520円です。(令和5年度)

◆「付加年金制度」があります!

定額保険料(16,520円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取ることができます。

◆「前納割引制度」があります!

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されます。

◆口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに「早割(当月末納付)」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

《学生納付特例制度と納付猶予制度》

◆学生納付特例制度

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

☎ 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎ 町民生活課 ☎72-6933

～産前産後期間相当分(4カ月間)の国民健康保険税が免除されます～

◆対象となる方・受け付け期間

- ・妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です。(早産、流産、死産も対象となります)
- ・出産予定日の6カ月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。

◆国民健康保険税の免除月

○その年度に納入する国民健康保険税(以下「国保税」という)の所得割額と均等割額の出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」という)相当分が減額されます。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※出産する被保険者の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。  
※多胎妊娠(双子以上の場合)は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。

○国保税が減額された場合、**払い過ぎた国保税は還付(返金)**されます。

◆届け出に必要な書類

- ①本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証)  
※別世帯の方が申請される場合には、世帯主からの委任状が必要です。
- ②届出書
- ③母子健康手帳など  
※出産後に届け出を行う場合、親子関係を明らかにする書類(戸籍謄本)などが必要です。

☎ 町民生活課 ☎72-6933

社会福祉法人 かがやき福祉会  
地域密着型 特別養護老人ホーム つつじの里

●介護職員募集のお知らせ●  
(正社員・フルタイム・パート)  
～資格等～  
不問(初任者研修修了者・介護福祉士 尚可)

詳しい内容はホームページをご覧ください。  
ご連絡お待ちしております。

〒963-3402  
田村郡小野町大字谷津字高山3-2  
TEL: 0247-61-5881 FAX: 0247-61-5882

聞こえる 補聴器 お試し体験  
伝わる 補聴器 実施しております

補聴器 メガネ トミタ 小野店 10時開店 水曜定休  
小野町大字小野新町字八反田 16-1  
☎0247-72-5411

ミミちゃん

広告欄